



情報(第 129 号)



令和3年7月20日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦/和田 秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

育児・介護休業制度その 5

今号では、子の看護休暇及び介護休暇について解説します。この二つは類似の制度で、多くが共通しており、まとめて解説しながら異なる事項を取り上げる形式とします。

休業は、育児休業・介護休業のように比較的長期間の休みで、休暇は、年次有給休暇のとおり、短期間のものです。



1 対象者及び意義

(1) 子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子について、負傷、疾病にかかったときの世話又は予防接種や健康診断を受けさせるために取得できます。

(2) 介護休暇

要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族の介護や世話をするためのもので、具体的には、通院の付添いや介護サービスの手続代行、ケアマネジャーとの短時間の打合せに活用できます。

対象家族とは、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫で、前号の図を参照してください。

2 子の看護休暇の特則

介護休業とは異なり、休暇が取得できる負傷や疾病の種類や程度に特段の制限はなく、風邪による発熱、予防接種、短期間で治癒する傷病であっても労働者が必要と考える場合には申出ができます。このため、申出に係る子の負傷又は疾病の事実を証明する書類としては、必ずしも医師の診断書等が得られない場合等もありますので、例えば、購入した薬の領収書等により確認する等の柔軟な取扱いをすることが求められます。

3 取得可能日

子（対象家族）が一人の場合は1年間につき5日、二人以上の場合は1年間につき10日取得できます。

この場合の1年間を4月1日から翌年3月31日までの期間とするなど範囲を明らかにしておく必要があります。

4 取得単位

令和2年12月以前は、半日単位での取得が可能であったところ、本年1月からは、時間単位での取得が可能となり、また、全ての労働者が取得できることに改正されました。

ただし、時間単位で取得することが困難な業務がある場合は、労使協定を締結することにより、時間単位の休暇制度の対象からその業務に従事する労働者を除外することができます。

5 取得できない者

次のような労働者については、休暇を取得できないとする労使協定があるときは、事業主は休暇の申出を拒むことができます。

- (1) 入社 6 か月未満の労働者
- (2) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の労働者

6 休暇取得日の賃金の実情

賃金支給がされるか否かは就業規則により、多くは無給となっています。この休暇は、年次有給休暇とは別枠ながら、無給となることから実際には年次有給休暇を活用することが多いといえます。年次有給休暇の年 5 日の確実な取得から事業主にとってもこれを活用する方が好都合となる場合があります。

7 不利益取扱いの禁止

休暇取得等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止されています（これは、育児休業・介護休業等においても同じです）。前項のとおり、無給とすることは何ら不利益取扱いとはなりません。

- (1) 解雇すること
- (2) 期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと
- (3) 正社員をパートタイム労働者の非正規雇用社員とするなど、労働条件変更の強要を行うこと
- (4) 減給、又は賞与等において不利益な算定を行うこと
- (5) 昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと

8 ハラスメント

更には、取締役、上司等が休暇取得に際して、解雇その他不利益な取扱いを示唆、請求等をしないことの言動、同僚労働者が繰り返し又は継続的に請求等をしないよう言うなどは、ハラスメントに該当することになります。

人員不足や時間外労働が多い企業では、一人抜けると「きつい」感があります。あるいは、顧客への苦情対応をしなければならない等の困難な仕事が予定されているときに休暇取得をすると、思わず「あいつ、狙い撃ちで休暇を取りやがって」との負の感情が沸き起こることがあります。

勿論、さぼるための休暇取得は認められません。休暇取得者は、感謝の気持ちを持ち、仕事の調整をして取得することが望まれます。こういった負の感情が渦巻かないためには、普段からのコミュニケーションが重要です。

当法人では就業規則（育児介護休業）改定のご相談・作成を承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦/和田秀夫
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>